この通知は、普通徴収税額に変更があった場合（申告により税額変更、退職により特別徴収から普通徴収に変更など）に送付します。

年度

市民税・県民税の決定（変更）通知書

下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

令和　年　月　日

香川県東かがわ市長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

納税義務者	
世帯番号	通知番号
年金の種類	
支払者名称	
法人番号	

公的年金から特別徴収する年金の種類

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関	
口座種別	
口座名義人	
納付方法	

口座振替する金融機関や口座番号等

決定（変更）理由	

変更理由

「控対配」「本人該当事項」・・・該当欄に「＊」「扶養」「障害」・・・該当する人数

区分	変更前の額 円	変更後の額 円
市民税 総所得の所得割額		
市民税 分離課税の所得割額		
市民税 税額控除額		
市民税 所得割減免額		
市民税 所得割額		
市民税 均等割減免額		
市民税 均等割額		
市民税 計（100円未満切捨）		
市民税 所得の所得割額		
市民税 分離課税の所得割額		
市民税 税額控除額		
市民税 所得割減免額		
市民税 所得割額		
市民税 均等割減免額		
市民税 均等割額		
市民税 計（100円未満切捨）		
年税額		
控除不足額		
納付額		
還付充当可能額		

変更前（左側）、変更後（右側）の市民税年税額

変更前（左側）、変更後（右側）の県民税年税額

年税額

税額控除内訳

区分	変更前の額 円	変更後の額 円
所得金額		
合計所得金額		
所得控除金額		
所得控除計		
総所得課税標準額		
分離課税標準額		

所得金額

所得控除

〔所得－所得控除〕で算出した金額の千円未満を切り捨てた額

（普通徴収期割納付額）

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	納期限
納付合計				
第1期				年　月　日
第2期				年　月　日
第3期				年　月　日
第4期				年　月　日
随時分1				年　月　日
随時分2				年　月　日
随時分3				年　月　日
過新分				年　月　日

普通徴収税額のうち期別ごとの変更前税額・変更後税額と納期限

普通徴収税額のうち過年度分の変更前税額・変更後税額と納期限

（特別徴収月割納付額）

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
公的年金特別徴収 納付合計			
4月			
6月			
8月			
10月			
12月			
2月			
仮徴収	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
翌4月			
翌6月			
翌8月			

年税額のうち、4月～翌年2月分の公的年金から天引きとなる税額の変更額
※4～8月は、仮徴収額

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円
給与特別徴収 納付合計			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			

年税額のうち、給与特徴・年金特徴以外の普通徴収税額の変更額
※納税の場合は、納付書か口座振替で納税していただく必要があります。
※還付や充当になる場合は、別途、通知します。

次年度の税額が決定される間に、仮に徴収される税額の変更額。
税額が決定したら、10月～2月の本徴収する税額で調整します。